

第 3 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 5 年 8 月 3 1 日

常 陸 大 宮 市

○目次

報告第11号	専決処分の報告について (常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	P1
報告第12号	市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について	P5
報告第13号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率について	P7
報告第14号	令和4年度決算に基づく資金不足比率について	P9
報告第15号	継続費精算報告書について	P11
報告第16号	債権の放棄について	P13
議案第46号	令和4年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について	P15
議案第47号	令和4年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P17
議案第48号	令和4年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	P19
議案第49号	令和4年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	P21
議案第50号	令和4年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P23
議案第51号	令和4年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P25
議案第52号	令和4年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	P27
議案第53号	令和4年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P29
議案第54号	令和4年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	P31
議案第55号	常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例	P33
議案第56号	常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例	P37
議案第57号	常陸大宮市交通安全対策等基金条例等を廃止する条例	P47

議案第58号	工事請負契約の締結について	P49
議案第59号	訴えの提起について	P51
議案第60号	指定管理者の指定について	P53
議案第61号	令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第4号)	別冊
議案第62号	令和5年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第63号	令和5年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第64号	令和5年度常陸大宮市温泉事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第65号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P55
議案第66号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	P57
議案第67号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P59

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 1 3 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 13 号

専決処分書

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 10 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成２６年常陸大宮市条例第２３号）の一部を次のように改正
する。

第１５条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

附 則

この条例は、令和５年９月１６日から施行する。

報告第 1 2 号

市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項及び常陸大宮市の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（令和元年常陸大宮市条例第 2 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

報告第 13 号

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 8 月 31 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度決算に基づく健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.8	24.2
(12.87)	(17.87)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は、常陸大宮市に係る早期健全化基準を記載している。

報告第 1 4 号

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度決算に基づく資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
戸別浄化槽整備事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足比率がない（算定されない）場合は、「—」を記載している。

報告第 1 5 号

継続費精算報告書について

継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 3 1 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度常陸大宮市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国 支 出	県 金	地 方 債			そ の 他	国 支 出	県 金			地 方 債	そ の 他	国 支 出	
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎空調設備改修事業	令和2年度	円 50,000,000	円 0	円 0	円 0	円 50,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 50,000,000	円 0	円 0	円 0	円 50,000,000	
			令和3年度	50,000,000	0	0	0	50,000,000	72,040,000	0	0	0	72,040,000	△ 22,040,000	0	0	△ 22,040,000	
			令和4年度	42,880,000	0	0	0	42,880,000	69,893,001	0	0	0	69,893,001	△ 27,013,001	0	0	△ 27,013,001	
			計	142,880,000	0	0		142,880,000	141,933,001	0	0		141,933,001	946,999	0	0	946,999	

報告第 16 号

債権の放棄について

常陸大宮市債権管理条例（令和 4 年常陸大宮市条例第 19 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり非強制徴収債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

債権の名称	件数	金額	放棄した事由 (債権管理条例第 15 条 第 1 項の該当規定)	債権放棄日
市営住宅使用料	1 件	6,622 円	第 7 号（所在不明等）	令和 5 年 3 月 31 日
住宅新築資金等 貸付金	1 件	635,811 円	第 1 号（生活困窮）	令和 5 年 3 月 31 日
水道料金	1,126 件	28,151,783 円	第 6 号（消滅時効）	令和 5 年 3 月 31 日
合計	1,128 件	28,794,216 円		

令和 5 年 8 月 31 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 6 号

令和 4 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 7 号

令和 4 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 8 号

令和 4 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市公営墓地特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 4 9 号

令和 4 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 0 号

令和 4 年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市戸別浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 1 号

令和 4 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市温泉事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 2 号

令和 4 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 53 号

令和 4 年度常陸大宮市上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市上水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市上水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 31 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 4 号

令和 4 年度常陸大宮市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市下水道事業剰余金処分計算書のとおり利益の処分をすることについて議会の議決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度常陸大宮市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 5 5 号

常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例

常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり
制定するものとする。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

子供の遊び場と子育て世代の交流の場を提供し、子育て環境の充実を図るこ
とを目的として、常陸大宮市屋内こどもの遊び場を設置するため、本条例を提
案するものです。

常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子供の遊び場と子育て世代の交流の場を提供し、子育て環境の充実を図り、もって子育てしやすいまちづくりの実現に資するため、常陸大宮市屋内こどもの遊び場（以下「こどもの遊び場」という。）を常陸大宮市下村田2387番地に設置する。

(管理の基本)

第3条 こどもの遊び場は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

(供用日等)

第4条 こどもの遊び場の供用日及び供用時間は、規則で定める。

2 市長は、特別な理由があると認めるときは、供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

(利用できる者の範囲等)

第5条 こどもの遊び場を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 児童（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）及び保護者等（児童の保護者又は同伴者であって18歳以上のものをいう。以下同じ。）

(2) 市長が必要と認めた者

2 未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）がこどもの遊び場を利用するときは、保護者等が同伴しなければならない。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に掲げるこどもの遊び場の利用に係る料金（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(入場の制限等)

第7条 市長は、こどもの遊び場に入場しようとする者又は現に入場している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その入場を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その他市長が不適當と認めるとき。

(原状回復義務等)

第8条 こどもの遊び場において、その施設及び備品等を損傷させ、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 こどもの遊び場の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりこどもの遊び場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、こどもの遊び場の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

3 第1項の規定によりこどもの遊び場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条第1項第2号及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとする。

(1) こどもの遊び場の利用に関する業務

(2) こどもの遊び場の維持管理（市長が必要と認める事項に限る。）に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこどもの遊び場の管理上必要と認める業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者は、第3条に規定するもののほか、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 平等かつ適正なサービスの提供を行うこと。

(3) こどもの遊び場の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理業務により取得した個人情報 を適正に取り扱うこと。

(利用料金)

第12条 第9条第1項の規定によりこどもの遊び場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、指定管理者にこどもの遊び場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第 6 条, 第 12 条関係)

区分		使用料
児童(満 1 歳に満たない者を除く。)	1 人 1 回 6 0 分	5 0 0 円
	延長料金 3 0 分ごと	2 0 0 円

備考 満 1 歳に満たない児童及び保護者等は、無料とする。

議案第 5 6 号

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 1 4 年総務省令第 2 4 号)の一部改正等に伴い、常陸大宮市火災予防条例(平成 1 6 年大宮町条例第 4 7 号)の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例（平成１６年大宮町条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等の侵入」を「その筐体は雨水等の浸入」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１３条第３項を次のように改める。

- ３ 第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防長等が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１３条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１１条の２第１項第４号」に改める。

第４４条第１３号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第３厨房設備の項を次のように改める。

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放 式	組込 型 こ ろ ・ グ リ ル 付 こ ろ ・ グ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。
----------	----------	----------	---------	--	------------	-----	---------	----	---------	--

				リドル 付こん ろ、キ ャビネ ット型 こ ん ろ・グ リル付 こ ん ろ・グ リドル 付こん ろ						
				据置型 レンジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放 式	組込型 こ ん ろ・グ リル付 こ ん ろ・グ リドル 付こん ろ、キ ャビネ ット型 こ ん ろ・グ リル付 こ ん ろ・グ リドル 付こん ろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型 レンジ	21kW 以下	80	0	—	0	

	固体 燃料	不燃 以外	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼 き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭 を燃 料と する もの	炭火焼 き器	—	80	30	—	30
	上記に分類され ないもの			使用温 度が 800℃ 以上の もの	—	250	200	300	200
				使用温 度が 300℃ 以上 800℃ 未満の もの	—	150	100	200	100
				使用温 度が 300℃ 未満の もの	—	100	50	100	50

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の常陸大宮市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

議案第 57 号

常陸大宮市交通安全対策等基金条例等を廃止する条例

常陸大宮市交通安全対策等基金条例等を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 8 月 31 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

低金利が長期化している現状を踏まえ、一般財源を原資に果実運用型基金として設置した「交通安全対策等基金」、「文化振興基金」及び「ふるさと水と土保全対策基金」を廃止するとともに、今後の活用が見込まれない「宅地開発基金」を廃止し、基金残高の有効活用を図るため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市交通安全対策等基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 常陸大宮市交通安全対策等基金条例（昭和60年大宮町条例第4号）
- (2) 常陸大宮市文化振興基金条例（平成3年大宮町条例第13号）
- (3) 常陸大宮市ふるさと水と土保全対策基金条例（平成7年大宮町条例第24号）
- (4) 常陸大宮市宅地開発基金条例（平成16年大宮町条例第140号）

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第 5 8 号

工事請負契約の締結について

第 05-09-130-0-005 号本庁舎外壁等改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記

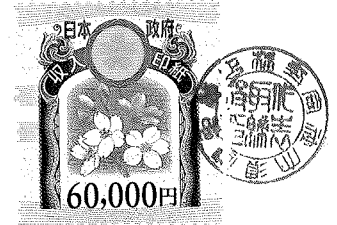
- 1 工事番号及び工事名
第 05-09-130-0-005 号
本庁舎外壁等改修工事
- 2 契約の方法
一般競争入札による契約
- 3 契 約 金 額
一金 1 5 2 , 0 1 2 , 3 0 0 円
- 4 契約の相手
茨城県ひたちなか市相金町 1 1 番地 1
株式会社大須賀工務店
代表取締役 大須賀 和裕

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸



建設工事請負仮契約書



1 工事番号 第05-09-130-0-005号
及び工事名 本庁舎外壁等改修工事

2 工事場所 常陸大宮市中富町地内

3 工期 常陸大宮市議会の議決を得た日の翌日から
令和6年3月10日まで

4 請負代金額 ¥152,012,300-

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 ¥13,819,300-

5 契約保証金 ¥15,201,230-

6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用
(2) 再資源化等に要する費用
(3) 分別解体等の方法
(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

別紙のとおり

上記の工事について、発注者と請負人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負人が共同企業体を結成している場合には、請負人は、別添の共同企業体協定書により、上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、常陸大宮市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年7月21日

発注者 住所 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6
氏名 常陸大宮市長 鈴木 定幸

請負人 住所 茨城県ひたちなか市相釜町11番地1
氏名 株式会社大須賀工務店
代表取締役 大須賀 和裕

議案第 5 9 号

訴えの提起について

下記のとおり共有物分割請求事件に関する訴えを提起するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

住 所	氏 名
●●●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●
●●●●●●●●●●●●●●●●	●● ●●

2 訴えの趣旨

市道 2－1 7 号線道路用地の土地について、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 2 5 8 条第 1 項の規定により、全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分全部移転登記手続を求める。

3 訴えの理由

本件土地は共有名義であり、市のほかに持分を所有する相手方に対し買取りを求めてきたが、協力が得られず、市の単独名義にすることが困難な状況であるため、訴えによって共有物の分割に関する問題を解決する。

4 授權事項

- (1) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄又は認諾
- (2) 控訴、上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為

5 訴えの対象物件

所在地	地目	地積 (㎡)
常陸大宮市野上字行屋 1 6 9 9 番	原野	7, 2 1 9

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

共有名義土地の分割を求める訴えを提起するため、提案するものです。

議案第 6 0 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市下村田 2 3 8 7 番地
常陸大宮市屋内こどもの遊び場

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市下村田 2 3 8 7 番地
常陸大宮街づくり株式会社
代表取締役 岡崎 信幸

3 指定の期間

常陸大宮市屋内こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例の施行の日
から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第 6 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 相田 寿美
●●年●●月●●日生

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員 井野上 猛 氏が令和 5 年 9 月 2 7 日で任期満了となることから、新たに 相田 寿美 氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、提案するものです。

議案第 6 6 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 鈴木 史彦
●●年●●月●●日生

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員 木村 悟 氏が令和 5 年 9 月 2 7 日で任期満了となることから、新たに 鈴木 史彦 氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいため、提案するものです。

議案第 6 7 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 廣木 なほ子
●●年●●月●●日生

令和 5 年 8 月 3 1 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 廣木 なほ子 氏が令和 5 年 1 2 月 3 1 日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。